

事 務 連 絡
令和4年12月20日

埼玉県知事登録 旅行者 様

埼玉県産業労働部観光課長 島田 守 (公印省略)

新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する
旅行業法に係る関係事務の取扱いについて

本県の観光行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和2年4月10日付け観光第12-2号及び令和2年12月14日付け事務連絡、令和3年6月18日付け事務連絡により情報提供させていただいたところです。また、令和3年12月21日付け事務連絡では、「令和5年3月までに更新登録の申請期限を迎える事業者については、基準資産額を算定する決算書類を新型コロナウイルス感染症拡大前に確定した直近の決算書（おおむね令和2年1月以前に確定したもの）とすることも可能」としているところです。

この度、令和4年12月13日付け観参第544号により上記の取扱いを行う期間を延長(令和6年3月まで)する通知がありましたので、お知らせします。

参考資料

・新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する旅行業法に係る関係事務の取扱いについて（令和4年12月13日付観参第544号）

担 当：総務・物産・民泊担当

伊藤・寿川・菅家

電 話：048-830-3950

E-mail：a3950-03@pref.saitama.lg.jp